

## 江南市立図書館雑誌スポンサー制度に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、江南市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、図書館の雑誌に民間企業等の情報発信を組み込み、新たな図書資料等を確保することにより、雑誌コーナーの充実を図ることを目的とする。

### (雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 広告を表示する者（以下「広告主」という。）が雑誌の購入費用を負担し、購入した雑誌を江南市立図書館に配架する。

2 広告主が購入した雑誌の配架位置は、江南市立図書館が決定する。

3 江南市立図書館は、提供雑誌の最新号カバー表面に広告主名を表示し、提供雑誌の最新号カバー裏面には広告主の希望により広告を掲載する。

### (広告主の対象)

第4条 広告主が、次の各号のいずれかに該当する事業者に係るものであるときは、広告主の対象としない。契約期間中においてこれらのものに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更正手続中であるもの

(2) 市の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの

(3) 暴力団、暴力団の構成員その他これらに準ずるもの

(4) 税金等を滞納しているもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないと市長が認めるもの

2 広告主は、企業、商店、団体等を対象とし、個人を対象としない。

### (広告の内容)

第5条 広告の内容は、市行政の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、市民に不利益を与えないものとし、その内容が次の各号のいずれかに該当又は該当するおそれがあるものは、広告掲載の対象としない。

(1) 市としての公共性若しくは中立性又はその品位を損なうおそれがあるもの

(2) 法令等に違反するもの又は抵触するおそれがあるもの

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に掲げる営業に関するもの

(4) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの

- (5) 宗教性のあるもの又は思想的なもの
- (6) 個人、団体等の意見広告又は名刺広告
- (7) 青少年の保護又は健全育成に反するもの
- (8) 求人広告その他これに類するもの
- (9) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (10) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (11) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

（雑誌の選定）

第6条 広告主は、江南市立図書館と協議の上、提供する雑誌を選定する。

（広告の規格）

第7条 提供雑誌の最新号カバー表面については、広告主名を表示し、表示の大きさは縦4cm、横13cm以内で、地色は白色、文字は黒色とする。

2 提供雑誌の最新号カバー裏面の広告は、最新号カバーに収まるサイズのものとし、広告主が作成した片面印刷のものを使用する。

（広告掲出期間）

第8条 広告の掲出期間は、原則として市が掲載を決定した月の翌月から1年間とする。

ただし、期間満了の3ヶ月前までに、市又は広告主いずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

（雑誌スポンサー制度の申込方法）

第9条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとする者は、江南市立図書館雑誌スポンサー制度申込書（様式第1）を市長に提出するものとする。

2 申込書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- (1) 広告図案
- (2) 会社概要等（業種等がわかるもの）

（広告主の審査及び決定）

第10条 市長は、前条の申込みがあったときは、江南市有料広告掲載に関する要綱第7条に規定する江南市有料広告審査会の審査に付し、広告主を決定するものとする。

（掲載広告の審査及び決定）

第11条 市長は、前条の規定により決定した広告主から掲載広告の提示を受けたときは、江南市有料広告審査会の審査に付し、掲載広告を決定するものとする。

(契約)

第12条 申込者は、雑誌スポンサー制度の広告主に決定した場合、覚書（様式第2）により市と契約を締結するものとする。

(購入代金の支払方法)

第13条 広告主は、雑誌購入代金を次に掲げる支払方法により、江南市立図書館指定の納入業者に直接支払うものとする。

- (1) 支払いは、一括先払いとする。
- (2) 振込手数料は、広告主の負担とする。

(雑誌が休刊した場合の措置)

第14条 広告主提供の雑誌が休刊した場合は、江南市立図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(広告掲載の責務)

第15条 広告主は、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の各要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、この要綱による改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

様式第1（第9条関係）

江南市立図書館雑誌スポンサー制度申込書

年 月 日

江南市長

申込者  
住所〒  
商号又は名称  
代表者氏名

江南市立図書館雑誌スポンサー制度に関する要綱の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

なお、申し込みにあたり、以下の事項を誓約するとともに、江南市の市税等の納付状況を市が確認することに同意します。

- ① 法令等に違反していません。
- ② 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中ではありません。
- ③ 江南市から指名停止措置を受けていません。
- ④ 暴力団、暴力団の構成員その他これらに準ずるものではありません。
- ⑤ 税金等を滞納していません。

記

1 広告の掲載を希望する雑誌名

希望順位	雑誌名

2 広告掲載希望期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 担当者連絡先

部 署	
担当者氏名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

4 添付文書

江南市立図書館雑誌スポンサー制度に関する要綱第9条第2項に掲げる次の資料

- ・ 広告図案
- ・ 会社概要等（業種等がわかるもの）

## 様式第2（第12条関係）

### 覚 書

江南市と（以下「広告主」という。）は、雑誌の寄贈等に関し、以下のとおり覚書を締結する。

#### 記

##### （寄贈雑誌）

- 第1条 江南市は広告主から「」の雑誌の寄贈を受けるものとする。
- 2 寄贈する雑誌は、広告主のイメージにあったものとし、かつ江南市の選考基準に見合うものとする。

##### （広告掲載の方法）

- 第2条 江南市は、広告主から寄贈を受けた雑誌にカバーを掛けて、広告主の広告を当該雑誌の裏面に掲載することができる。この場合において広告の内容等については事前に江南市に協議するものとする。

##### （寄贈の期間）

- 第3条 広告主が江南市に対して寄贈する期間は原則1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、江南市又は広告主いずれかの書面による解約の意思表示がある場合以外は、自動的に延長されるものとし、その後も同様とする。

##### （広告掲載の責務）

- 第4条 広告主は、広告主が掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを江南市に対し保障するものとする。
- 3 第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

##### （協議）

- 第5条 本覚書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、江南市及び広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、江南市及び広告主が署名捺印の上、各1通を保管するものとする。

年 月 日

住 所 江南市赤童子町大堀 9 0  
江南市  
市長

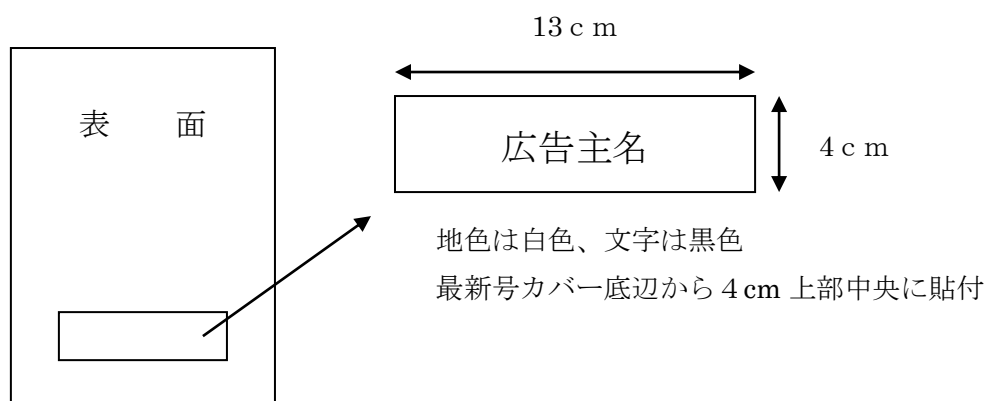
印

住 所  
会社名  
役 職  
氏 名

印

(自署又は記名/捺印)

1 最新号カバー



2 広告

